

北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度に係る誓約書

北島町長 殿

(申請者)

所在地

代表者の職・氏名

弊社は、北島町脱炭素化設備取扱事業者登録制度の応募に当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。

- 1 県内に現に事業所（事務所）を有して事業を行っていること。  
この事業所（事務所）は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。
- 2 登録プランで採用する脱炭素化設備の取引実績又は施工実績があること。
- 3 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 4 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 5 次の申立てが行われていないこと。
  - (1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- 6 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 7 事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 8 県税および町税（町内事業者の場合）を滞納していないこと。
- 9 北島町が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- 10 事業プランの脱炭素化設備を確保し、滞りなく供給すること。
- 11 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 12 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。

以 上